平成２４年（フ）第１８号
北海道小樽市桂岡町26番５号、前住所札幌市清田区平岡３条３丁目12番６号
債務者　池田　弘子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２７号
北海道小樽市銭函２丁目１番14号、前住所岩手県盛岡市箱清水１丁目３番７号　コーポ井上205号
債務者　半崎　光明
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４２号
北海道苫小牧市啓北町１丁目５番10号
債務者　板東　孝弘
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３１号
宮城県加美郡加美町菜切谷字青木原171番地
債務者　大和　　清
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
宮城県加美郡加美町菜切谷字青木原171番地
債務者　大和れい子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
福島市北中央２丁目９番地市住７―54
債務者　菊田麻由子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
福島県二本松市金色257番地１
債務者　大浪　孝志
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
金沢市中央通町20番３号
債務者　供村　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地315、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ226番地12
債務者　八田　益子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
石川県小松市矢田野町ワ54番地５、従前の住所石川県小松市粟津町イ79番地
債務者　森本　守一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１１号
石川県小松市矢田野町ワ54番地５、従前の住所石川県小松市粟津町イ79番地
債務者　森本　和子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１０号
山梨県甲府市堀之内町500、住民票上の住所神奈川県相模原市南区大野台４丁目12番25号ウィステリアＣ―102
債務者　中山　佑介
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
山梨県甲斐市西八幡1887番地１　ハッピーライフ小宮山202号
債務者　名取　健一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
山梨県中央市山之神1143番地24
債務者　矢島　良樹
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９号
山梨県甲府市徳行３丁目12番５号　ハイツ太田305号
債務者　小野　重美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
長野県飯田市上郷黒田105番地３　市営住宅60―２号
債務者　中島　　臣
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第２８号
三重県四日市市八幡町８番９号、住民票上の住所愛知県小牧市小牧４丁目838番地　グラン・コート小牧301号
債務者　濵田　直美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係